

大阪広域水道企業団訓令第2号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（副企業長の専決事項）</p> <p>第3条 副企業長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（13） （略）</p> <p>（14） 予定価格が1件<u>15.4億円</u>以上の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。</p> <p>（15）～（25） （略）</p> <p>（経営管理部長の専決事項）</p> <p>第4条 経営管理部長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p><u>（10） 予算の目の流用に関すること。</u></p> <p><u>（11） 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。</u></p> <p><u>（12） 予定価格が1件4億円以上15.4億円未満の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。</u></p> <p><u>（13）～（22） （略）</u></p> <p><u>（23） 第12号から前号までに掲げるもののほか、1件1,000万円以上の予算の執行（軽易なものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>（24）・（25） （略）</u></p> <p><u>（26） 水道用水供給条例第13条に規定する延滞金の減免に関すること。</u></p> <p><u>（27） 工業用水道給水条例第7条第1項に規定する基本使用水量（500立方メー</u></p>	<p>（副企業長の専決事項）</p> <p>第3条 副企業長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（13） （略）</p> <p>（14） 予定価格が1件<u>13.5億円</u>以上の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。</p> <p>（15）～（25） （略）</p> <p>（経営管理部長の専決事項）</p> <p>第4条 経営管理部長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p><u>（10） 予定価格が1件3.5億円以上13.5億円未満の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。</u></p> <p><u>（11）～（20） （略）</u></p> <p><u>（21） 第10号から前号までに掲げるもののほか、1件1,000万円以上の予算の執行（軽易なものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>（22）・（23） （略）</u></p>

トル以上のものに限る。)の決定に関すること。

(28) 工業用水道給水条例第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関すること。

(29) 施行規程第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関すること。

(30) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第9号)第4条に規定する承認に関すること。

(31) (略)

(総務部長の専決事項)

第4条の2 総務部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1号から第8号まで及び第12号から第25号までに掲げる事項

(5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(24) (略)

(総務部長の専決事項)

第4条の2 総務部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 予算の目の流用に関すること。

(5) 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。

(6) 水道用水供給条例第13条に規定する延滞金の減免に関すること。

(7) 工業用水道給水条例第7条第1項に規定する基本使用水量(500立方メートル以上のものに限る。)の決定に関すること。

(8) 工業用水道給水条例第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関すること。

(9) 施行規程第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関すること。

(10) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第9号)第4条に規定する承認に関すること。

(11) 前条第1号から第8号まで及び第10号から第23号までに掲げる事項

(12) 前各号に準ずる事項の関すること。

(広域事業部長及び水道事業部長の専決事項)

第5条 広域事業部長及び水道事業部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1号から第9号まで及び第12号から第25号までに掲げる事項

(2) (略)

(危機管理監の専決事項)

第5条の2 (略)

2 危機管理監は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第12号から第25号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(課長の専決事項)

第7条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が1件4億円未満の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。

(2)～(13) (略)

2～6 (略)

(広域事業部長及び水道事業部長の専決事項)

第5条 広域事業部長及び水道事業部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1号から第23号までに掲げる事項

(2) (略)

(危機管理監の専決事項)

第5条の2 (略)

2 危機管理監は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第10号から第23号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(課長の専決事項)

第7条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が1件3.5億円未満の工事その他の請負、委託及び受託に関すること。

(2)～(13) (略)

2～6 (略)

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。